

# 淡路島商品紹介パンフレット作成業務企画提案募集要項

## 1 目 的

より効果的に淡路島の食材を PR するために、平成 29 年度に作成した協議会会員の産品を紹介したパンフレットの更新にあわせて、全面的に改訂を行い、淡路島の食材の魅力がより伝わりやすくなるパンフレットを作成する。

## 2 業務委託の対象者

業務を委託するための企画提案に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 業務の実施に当たり、食のブランド「淡路島」推進協議会（以下、「協議会」という。）が別途定める業務委託仕様書に沿って自らが企画し、協議会との打合せ等に適切に対応できること。
- (3) 提案する業務が法令等の規定により、官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (4) 次に掲げるいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 応募図書（5 (3) に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

エ 兵庫県が賦課徴収する県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

## 3 業務の予算

業務委託に要する経費は 3,200,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

## 4 企画提案に係る手続き

### (1) 募集要項の配布

ア 募集要項は、協議会のホームページに掲載する。

なお、掲載期間は、令和 3 年 12 月 9 日（木）から令和 3 年 12 月 24 日（金）までとする。なお、募集要項を直接受け取る場合は、協議会事務局に備え置く。（ただし、事務局開庁日の午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。）

### (2) 募集要項に関する質問及び回答

ア 質問は、電子メールまたはファックスにより、令和 3 年 12 月 17 日（金）までに事務局に提出すること。なお、持参する場合は、事務局の開庁日とする。

イ 質問に対する回答は、令和3年12月22日（水）までに回答することとし、質問の内容によっては、回答結果を公表する。

### (3) 応募にかかる書類の提出

コンペに応募する場合は、この募集要項のほか、別添の業務委託仕様書等に基づき次に掲げる書類（以下「応募図書」という。）を作成の上、正本1部及び印刷用データを持参または郵送にて、令和3年12月24日（金）午後5時30分までに事務局に到着するように提出すること。

ア 応募申請書（様式第1号）

イ 提案者概要（様式第2号）

ウ 企画提案書（任意様式）

エ 経費積算見積書（任意様式）

オ その他提案内容を説明する書類（任意様式）

カ キャンセル費用に関する書類（任意様式）

（提案者の責によらない事由（災害、疾病等）により、業務が中止となった場合のキャンセル料、内訳及び負担が発生する時期を示した書類）

キ 添付書類

（ア）会社概要等提案者の概要を説明する書類

（イ）納税証明書（2種類：提出の日において発行から3か月以内のもの）

① 消費税又は地方消費税に滞納のない証明

国税所管：税務署（納税証明書「その3の2」若しくは「その3の3」）

② 全ての県税に滞納のない証明

地方税（都道府県）所管：兵庫県内県税事務所（「納税証明書（3）」）

### (4) 費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

### (5) 応募図書の著作権

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

### (6) 応募図書の取扱い

応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

## 5 審 査

### (1) 審査の方法

協議会の企画部会会員により構成された審査委員会を設置し、次の項目について審査の上、業務を委託する者（以下「選定事業者」という。）を選定する。なお、必要に応じて応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

ア デザイン より手に取ってもらいやすいデザインかどうか など

イ 構 成 わかりやすく、掲載している商品の購買意欲をかき立てる構成になっているかどうか など

ウ 実施体制 実施体制、業務スケジュール など

エ 見 積 額 経費の妥当性 など

## (2) 審査結果の通知

審査の結果は、協議会事務局から応募者全員に通知する。

## 6 業務の実施等

- (1) 選定事業者は、委託契約書及び業務委託仕様書に基づき、業務を実施すること。
- (2) 業務実施にあたり、本要項や仕様書等に記載のない事項や疑義が生じた場合は、協議会と選定事業者は、提案業務の実施方法等を協議、調整を行ったうえで、業務内容を変更することとする。
- (3) 選定事業者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、協議会は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は選定事業者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (4) 選定事業者は、業務の実績内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後 5 年間保存すること。

## 7 問い合わせ・提出先

〒656-0021 洲本市塩屋 2 - 4 - 5

食のブランド「淡路島」推進協議会事務局 藤田・岸本  
(洲本農林水産振興事務所農政振興第 1 課内)

TEL : 0799-26-2097 FAX : 0799-22-1443

電子メール : [masashi\\_kishimoto@pref.hyogo.lg.jp](mailto:masashi_kishimoto@pref.hyogo.lg.jp)